

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年2月10日

横浜市契約事務受任者
教育次長 小椋 歩

- 1 契約の概要
分校舎汚水桝詰り直し修繕
- 2 履行場所
横浜市金沢区釜利谷西4-8-1
横浜市立義務教育学校 西金沢学園分校舎
- 3 契約日
令和4年1月12日
- 4 履行日
令和4年1月12日
- 5 契約金額
49,500円（税込み）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
三ツ矢設備工業株式会社
横浜市西区久保町4番12号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
汚水桝が詰まり、汚水が校舎脇に溢れ出したため、
早急に詰りを修繕する必要があった。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から管の資格を有しており、事案が生じた段階で
速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立義務教育学校 西金沢学園